

国産 GPGPU 製造販売事業【生成 AI プロジェクト一号】  
仮申込書

仮 申 込 日	(西暦) 年 月 日	ご紹介者様名
御 社 名 ※個人の方はご氏名	(ふりがな)	企業名:
代 表 者 氏 名		ご担当者名:
役 職		
本 社 所 在 地 ※個人の方はご自宅	〒 -	
電 話 番 号		
メールアドレス		@
申 込 数	一口 1,200 万円×	口
ご入金予定日	年 月 日	
お支払方法		銀行振込
契約書送付方法	<input type="checkbox"/> 郵送 <input type="checkbox"/> 電子契約 ※メールアドレスのご記入を忘れずをお願いします	
ご契約書送付先	〒 -	
備 考 欄		

仮申込書 送付先

郵 送 : 東京都千代田区麴町 3-5-2 ビュレックス麴町 205  
株式会社ゼクサバース  
メー ル : info@zexaverse.co.jp

国産 GPGPU 製造事業に関する  
金銭消費貸借契約書

貸主 株式会社●●●● (以下、「甲」という。) と借主 株式会社●●●● (以下、「乙」という。) とは、以下のとおり金銭消費貸借契約 (以下「本契約」という。) を締結した。

第1条 甲は乙に対し、令和●年●月●日までに、金 円 (以下「元本」という。) を下記の銀行口座に振込み、または現金にて支払う方法により貸し渡し、乙はこれを借り受けるものとする。なお、振込手数料は甲が負担する。

●●銀行 ●●支店 普通口座 1111111 カ) ●●●●

第2条 利息は元本に対して年利 15%とする。

第3条 乙は甲に対し、令和●年●月●日までに元本と利息を含めた金額を持参または送金して支払うものとする。なお、送金手数料は乙が負担する。

第4条 乙が第3条に記載されている期日までに元本及び利息を返済できない際は、未払元本に対し年 14.5%の遅延損害金を支払うものとする。

第5条 甲及び乙は、誠実に本契約の各条項を履行するものとし、本契約に定めのない事項の生じたとき、及び本契約の各条項の解釈について疑義が生じたときは、甲乙相互に誠意をもって協議解決するものとする。

第6条 本契約は日本法に準拠して解釈されるものとし、前条の協議にもかかわらず生じた本契約に関する紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

以下、本契約成立の証として、本書を二通作成し、甲乙は記名捺印のうえ、それぞれ一通を保管する。

令和●年●月●日

(甲) 住所：  
氏名：

印

(乙) 住所：  
氏名：

印

国産 GPGPU 製造事業に関する  
金銭消費貸借契約に関する覚書

株式会社●●●● (以下「甲」という。) と 株式会社●●●● (以下「乙」という。) は、以下の通り覚書を締結する (以下「本覚書」という。)

第1条 (目的)

本覚書は、以下に定める、乙の国産 GPGPU 製造事業に関する甲乙間の  
令和●年●月●日付金銭消費貸借契約 (以下「本契約」という。) に基づく乙の甲に対する  
金 円 の借入金債務 (以下「本債務」という。) の支払方法を定めることを目的とする。

(本契約の表示)

契約の名称：国産 GPGPU 製造事業に関する金銭消費貸借契約書に関する覚書

利 率：年利 15%

返 済 日：令和●年●月●日

金 額： 円

第2条 (停止条件付代物弁済合意等)

- 1 甲及び乙は、前条の返済日において、乙が下記株式 (以下「本件株式」という。) を  
●株以上保有し、且つ、本件株式を甲に譲渡することについて発行会社の承諾を得ていること  
を停止条件として、本債務にかかる金銭の給付に代えて、本件株式●株の給付をすることによ  
り本債務及び本債務に関し同日までに発生した利息債務全て (以下、併せて「本債務等」とい  
う。) を消滅させることについて合意する。なお、甲及び乙が書面により同意した場合を除き、  
当該返済日における本件株式の現実の評価額等により、乙が甲に給付する株式数を変更される  
ことはない。
- 2 前項に関わらず、甲の書面による通知があった場合には本債務等を金銭にて弁済することも選  
択できるものとする
- 3 第1項の条件が成就しなかったときは、本債務等の返済日及び返済方法は変更されるものとし、  
変更後の返済日及び返済方法については、甲及び乙は協議のうえ別途決定するものとする。

記

(本件株式の表示)

発行会社の商号：株式会社 QuettaAI

発行会社の住所：

株式の種類：優先株式

株式数：合計●株

株式の単価：1株当たり 12,000,000 円

### 第3条（本契約と本覚書との関係）

本債務に関する条件のうち、本覚書に定めのないものについては、本契約の定めるところによるものとする。なお、本契約と本覚書の規定が矛盾抵触したときは、本覚書の規定が優先する。

### 第4条（合意管轄）

本契約及び本覚書は日本法に準拠して解釈されるものとし、これらに関する紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

以上、本覚書の成立を証するため、本覚書2通を作成し、甲乙署名（記名）・押印の上、各1通を保有するものとする。

令和●年●月●日

（甲） 住所：  
氏名：

印

（乙） 住所：  
氏名：

印